

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都中央区勝どき三丁目 3 番地 7 号KNリバーシティ  
(登記簿上の住所 東京都千代田区二番町 3 番地麴町スクエア)  
(名称) 株式会社アイ・ビー・イーホールディングス

上記被審人に対する平成 20 事務年度 (判) 第 18 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3393 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 6 月 11 日

#### 2 事実及び理由

- (1) 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる  
事実

被審人は、東京都中央区勝どき三丁目 3 番地 7 号KNリバーシティ (登記簿上は東京都千代田区二番町 3 番地麴町スクエア) に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、

##### 第 1

- 1 平成 18 年 6 月 30 日、関東財務局長に対し、被審人の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、連結純資産額が 894 百万円 (百万円未満切捨て。以下、連結純資産額及び純資産額

について同じ。)の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に40百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第8期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下、「第8期有価証券報告書」という。)を提出し、

2 平成18年12月26日、関東財務局長に対し、被審人の平成18年4月1日から平成18年9月30日までの中間連結会計期間につき、連結純資産額が1,005百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に254百万円の債務超過と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第9期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(以下、「第9期半期報告書」という。)を提出し、

3 平成19年6月28日、関東財務局長に対し、被審人の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの会計期間につき、純資産額が40百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に95百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した被審人の第9期事業年度会計期間に係る有価証券報告書(以下、「第9期有価証券報告書」という。)を提出し、

4 平成19年12月21日、関東財務局長に対し、被審人の平成19年4月1日から平成19年9月30日までの中間会計期間につき、純資産額が83百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に22百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した被審人の第10期事業年度中間会計期間に係る半期報告書を提出し、

もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、

## 第2

1 平成19年2月21日、関東財務局長に対し、第8期有価証券報告書及び第9期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年3月8日、19,610株の株券を921,670,000円で取得させ、

2 平成 19 年 7 月 25 日、関東財務局長に対し、第 9 期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により同年 8 月 9 日、新株予約権付社債を 400,000,000 円で取得させ、  
もって、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

## (2) 法令の適用

### 第 1 の 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

### 第 1 の 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

### 第 1 の 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

第 1 の 2 及び 3 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

### 第 1 の 4

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

## 第2の1

旧金融商品取引法第172条第1項、第3項、金融商品取引法第5条第1項本文、第3項、平成20年政令第369号による改正前の金融商品取引法施行令（以下「旧金融商品取引法施行令」という。）第33条の5第3号、第15号、金融商品取引法第176条第2項

## 第2の2

旧金融商品取引法第172条第1項、第3項、金融商品取引法第5条第1項本文、第3項、旧金融商品取引法施行令第33条の5第3号、第15号

### (3) 課徴金の計算の基礎

#### 第1の1

旧金融商品取引法第172条の2第1項の規定により、被審人の第8期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（198,864円）

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円となる。

#### 第1の2及び3

旧金融商品取引法第172条の2第1項又は第2項の規定により、被審人の第9期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（88,430円）

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である  
1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 9 期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計 4,500,000 円が、同有価証券報告書に係る算出額 (3,000,000 円) と、同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額 (3,000,000 円) のいずれか高い額 (3,000,000 円) を超えることから、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

#### 第 1 の 4

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項の規定により、被審人の第 10 期事業年度中間会計期間に係る半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (123,157 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円となる。

#### 第 2

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の

発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、  
平成19年2月21日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、  
 $921,670,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 18,433,400 \text{ 円}$   
について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、18,430,000円  
平成19年7月25日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、  
 $400,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 8,000,000 \text{ 円}$   
となる。

平成21年4月10日

金融庁長官 佐藤隆文